

入札公告

役務の調達について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

なお、この業務は、履行確実性調査制度を採用する業務です。

令和6年10月9日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項

- | | |
|---------|--|
| 1 業務名 | 奈良県水道局水道施設運転管理業務委託 |
| 2 履行場所 | 大和郡山市満願寺町 外 |
| 3 業務内容 | 運転保全業務 一式
運転管理業務 一式
保全管理業務 一式
付帯業務 一式
修繕業務 一式
専門点検業務 一式 |
| 4 業務期間 | 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで |
| 5 支払予定額 | 令和7年度 33%、令和8年度 33%、令和9年度 34%
(契約をする際に変更となる場合があります。) |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加できる者は、次の1に掲げる条件を全て満たす者又は2に掲げる条件を満たす共同企業体（4者以内が当該入札に係る業務を共同連帯して受託する場合における各者の総称をいいます。以下同じ。）とします。

1 単独の者である場合の条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q1建物管理で登録をしている者であること。
- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」とい

ます。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。
- (7) 近畿2府4県(奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県)内に本店又は営業所があること。
- (8) 水道法(昭和32年法律第177号)に定める国内の浄水施設(排水処理施設を除く。)のうち、ダム湖水又は河川表流水を水源とする、公称施設能力2万5千m³/日を超える沈殿池及び急速ろ過池を含む施設において、平成26年4月1日以降本業務の公告までに完了した運転管理業務の実績(2年以上継続して元請けした実績(共同企業体としての実績の場合は、出資比率15%以上の者に限る。))を有する者であること。
- (9) 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第7条に規定する水道技術管理者の資格及び水道浄水施設管理技士(2級以上)の資格を有する総括責任者を1名配置すること。
- (10) 次のいずれかに該当する副総括責任者を1名配置すること。
 - ア 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者
 - イ 水道浄水施設管理技士(2級以上)の資格を有する者
- (11) 水道法に定める水道施設において、公益社団法人日本水道協会が定める水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条に規定する水道実務経験を3年以上有する主任者を、広域水道センター、桜井浄水場、御所浄水場、下市取水場及び専門点検業務・修繕業務に各1名専任で配置すること。
- (12) 次の者については、競争入札参加資格確認申請書の提出期限(令和6年12月18日)以前に直接雇用関係にある者を、本業務に専任で配置すること。
 - ア 総括責任者
 - イ 副総括責任者

ウ 主任者

(13) 共同企業体の構成員としてこの入札に参加していない者であること。

2 共同企業体である場合の条件

次の(1)、(2)及び(3)について、それぞれに定める条件を全て満たす者であること。

(1) 共同企業体

ア 4者以内の構成員により任意に結成されたものであること。

イ 構成員の出資比率は、次の要件を満たすこと。

(ア) 構成員が2者の場合は、全ての構成員の出資比率が30%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

(イ) 構成員が3者の場合は、全ての構成員の出資比率が20%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

(ウ) 構成員が4者の場合は、全ての構成員の出資比率が15%以上であり、かつ、代表者の出資比率は構成員中で最大又は最大と同比率であること。

ウ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

エ 次のいずれかに該当する副総括責任者を1名配置すること。

(ア) 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第7条に規定する水道技術管理者の資格を有する者

(イ) 水道浄水施設管理技士(2級以上)の資格を有する者

オ 水道法に定める水道施設において、公益社団法人日本水道協会が定める水道施設管理技士資格認定・登録要綱第8条に規定する水道実務経験を3年以上有する主任者を、広域水道センター、桜井浄水場、御所浄水場、下市取水場及び専門点検業務・修繕業務に各1名専任で配置すること。

カ 次の者については、共同企業体の構成員と、競争入札参加資格確認申請書の提出期限(令和6年12月18日)以前に直接雇用関係にある者を、本業務に専任で配置すること。

(ア) 総括責任者

(イ) 副総括責任者

(ウ) 主任者

キ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していない者であること。

(2) 共同企業体の代表者

ア 1の(1)から(8)までのいずれにも該当すること。

イ 水道法施行令（昭和32年政令第336号）第7条に規定する水道技術管理者の資格及び水道浄水施設管理技士（2級以上）の資格を有する総括責任者を1名配置すること。

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員

次のア及びイについて、いずれにも該当すること。

ア 1の(1)から(7)までのいずれにも該当すること。

イ 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道施設において、平成26年4月1日以降本業務の公告までに完了した運転管理業務の実績（2年以上継続して元請けした実績（共同企業体としての実績の場合は、出資比率15%以上の者に限る。））を有する者であること。

第3 入札日程

手 続 等	日 程	備 考
入札説明書等の交付	令和6年10月 9日（水） ～ 令和6年11月 8日（金）	奈良県水道局ホームページからダウンロードしてください。 https://www.pref.nara.jp/7992.htm
設計図書等の貸出	令和6年10月 9日（水） ～ 令和6年10月18日（金）	奈良県水道局総務課 電話 0742-20-4621(直通) (電話で申し込んだ後、DVDで貸与します。)
設計図書等に関する質問の提出	令和6年10月18日（金） 午前9時～午後4時(正午から午後1時までを除きます。) <u>任意の書面持参に限ります。</u>	提出先 奈良県水道局総務課 (奈良市法蓮町757)
入札参加申込書の提出 ※単独の者の場合は、第2の1(8)を示す書類を、共同企業体の場合は、第2の1(8)及び第2の2(1)ウを示す書類を同封してください。	令和6年10月18日（金） 午後4時まで(期限までに到達したもののみ有効。) <u>書留郵便に限ります。</u>	提出先 〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県水道局総務課長あて ※封筒には〈開札日〉、〈業務名〉及び「入札参加申込書在中」を朱書きしてください。
質問に対する回答 ※奈良県水道局ホームページに掲載します。	令和6年10月24日（木） (予定)	ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/7992.htm
入札参加申込書の受領確	令和6年10月24日（木）	郵送します。

認通知		
技術提案書（事前）の提出	令和6年11月8日（金） 午後4時まで（期限までに到達したもののみ有効。） <u>書留郵便に限ります。</u>	提出先 〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県水道局総務課長あて ※封筒には〈開札日〉、〈業務名〉及び「技術提案書在中」を朱書きしてください。
技術提案書（事前）の適否の通知	令和6年12月6日（金） （予定）	郵送します。
技術提案書（事前）の適否に対する理由の説明請求 （欠格とされた者のみ）	令和6年12月10日（火） 午後4時まで <u>任意の書面持参に限ります。</u>	提出先 奈良市法蓮町757 奈良県水道局総務課
技術提案書（事前）の適否に対する理由の回答	令和6年12月12日（木） （予定）	書面により回答します。
入札書受付締切	令和6年12月13日（金） 午後4時まで（期限までに到達したもののみ有効。） <u>書留郵便に限ります。</u>	提出先 〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県水道局総務課長あて（親展） ○予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度入札を行いますので、入札書は初度（1回目）入札に係る入札書、見積根拠資料と再度（2回目）入札に係る入札書、見積根拠資料の郵便を認めるものとします。
開札	令和6年12月16日（月） 午前10時	開札場所 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎
「くじ」を行う日時と場所（対象者のみ）	令和6年12月16日（月） 午前11時	開札場所 奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎
技術提案書（事後）の提出	令和6年12月18日（水） 午後4時まで	提出先 〒630-8501

	持参に限ります。	奈良市登大路町30（奈良県分庁舎6階） 奈良県県土マネジメント部 技術管理課品質管理グループ
競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出	令和6年12月18日（水） 持参に限ります。	提出先 〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良県水道局総務課総務契約係

※上記の期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下、「奈良県の休日」といいます。）及び正午から午後1時までを除きます。時間の指定のないものは午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

第4 入札手続等

1 入札参加申込書の提出

この入札に参加しようとする者は、入札説明書の第7に定めるところにより、入札参加申込書を作成し、提出しなければなりません。

※ 入札参加申込書の提出

提出先 奈良県水道局総務課総務契約係

提出期限 令和6年10月18日（金）午後4時まで

提出方法 郵便（書留郵便に限ります。）により提出してください。

作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

2 技術提案書（事前）の内容確認

入札参加者は、知事が定める様式により、第3の「技術提案書（事前）の提出」に定めるとおり技術提案書（事前）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事前）」）を書面により各1部提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等（事前）を提出しない者及び技術提案書等（事前）が適正でない者（未記載、業務の実施方針及び評価テーマの内容が入札参加者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この業務の入札に参加することができません。

※ 技術提案書等（事前）の提出

提出先 奈良県水道局総務課総務契約係

提出期限 令和6年11月 8日（金）午後4時まで

提出方法 郵便（書留郵便に限ります。）により提出してください。

作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

3 入札の手続及び開札の日時等

この入札に参加しようとする者は、入札説明書の第11に定めるところにより、入札書を作成し、郵送しなければなりません。

※ 入札書の提出

提出先 奈良県水道局総務課長あて親展

提出期限 令和6年12月13日（金）午後4時まで

提出方法 郵便（書留郵便に限ります。）により提出してください。

作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

4 入札に係る金額の記入方法

入札は、3年間の総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。1回目の入札（以下「初度入札」といいます。）において、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに2回目の入札（以下「再度入札」といいます。）を行います。ただし、再度入札は当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。

なお、再度入札となった際、初度入札において、無効の入札を行った場合、再度入札に参加することはできません。

6 技術提案書（事後）の内容確認

(1) 開札後、落札候補者（評価値が最も高い者）については、知事が定める様式により、第3の「技術提案書（事後）の提出」に定めるとおり技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」）を書面により各1部提出し、内容確認を受けなければなりません。

(2) 技術提案書等（事後）の内容確認後、落札候補者の技術評価点に変更となり、かつ評価値の最も高いものに変更となった場合は、再度、最も評価値の高いものを落札候補者とします。

(3) 前項の規定に基づく落札候補者は、受注者が指定する日時までに、下記提出先に技術提案書等（事後）を書面により各1部提出し、内容確認を受けなければなりません。

※ 技術提案書等（事後）の提出

提出先 奈良県県土マネジメント部 技術管理課品質管理グループ

提出期限 令和6年12月18日（水）午後4時まで

提出方法 持参によります。

作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

第5 その他

1 入札保証金

奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第4条に定めるところとします。

2 契約保証金

奈良県営水道契約規程（昭和42年6月奈良県営水道企業管理規程第6号）第19条に定めるところとします。

3 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

4 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効又は失格とします。

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この業務の総合評価に関する基準は次のとおりとします。

ア 入札価格に対する価格評価点の計算は、次の算式で行い、小数点以下2位まで算出するものとし、3位以下は、切り捨てるものとします。

価格評価点 = $30 \text{ 点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{入札書比較価格 (予定価格の110分の100に相当する金額)})$ とします。

イ 技術評価点の計算は、次の算式で行い、小数点以下2位まで算出するものとし、3位以下は、切り捨てるものとします。

技術評価点 = $60 \text{ 点} \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$ とします。

ウ 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の上記ア及びイによって得られた価格評価点と技術評価点の合計値（以下「評価値」といいます。）をもって行うこととし、その計算は次の算式で行います。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

エ この業務の受注者は、契約後に技術提案書の内容を満たす運転管理業務計画書を提出し、必ず、履行しなければなりません。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書等の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、7の競争入札参加資格の確認を行った上で、落札者を決定します。

この場合において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。ただし、落札候補者となるべき者の入札価格が、入札書比較価格の10分の6に相当する金額(以下「調査基準比較価格」といいます。)を下回る場合は、落札候補者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。

なお、調査基準比較価格を下回る価格で入札を行った者は、入札説明書第15の3に定める履行確実性調査報告書を開札の日の5日後(その日が奈良県の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い奈良県の休日でない日)の午前9時から正午までの間に12の(3)に定める場所に提出するとともに、契約審査会が行う聞き取り調査に応じなければなりません。聞き取り調査の結果、次のアからオまでのいずれかに該当すると認められる場合には、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合に該当するものとし、調査対象者(次順位以降の者が履行確実性調査の調査対象となった場合の次順位以降の者も含む。)を無効とする。

ア 履行確実性調査に協力しない場合

イ 設計仕様等に適合しない場合

ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合

エ 法令違反、契約上の基本事項違反等があると認められる場合

オ アからエまでに掲げる場合のほか、適正な業務の履行が確保されないおそれがあると認められる場合

7 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書の第16に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。)を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

※ 競争入札参加資格確認申請書等の提出

提出先 奈良県水道局総務課総務契約係

提出期限 令和6年12月18日(水)午後4時まで

提出方法 持参によります。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又

は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者（共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上。以下同じ。）が入札参加資格の制限又は奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置を受けた場合は、契約を締結しません。また、落札者について次に掲げる（1）から（8）までのいずれかに該当する事由が生じ、又は該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等の契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結しようとしたとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としようとしていた場合（（6）に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 問い合わせ先等

(1) 入札及び競争入札参加資格確認申請書等について

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局総務課総務契約係

電話 0742-20-4621 (直通)

(2) 技術提案書等について

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局業務課事業管理係

電話 0742-20-4624 (直通)

(3) 契約を担当する部課等

〒630-8113 奈良市法蓮町757

奈良県水道局総務課総務契約係

電話 0742-20-4621 (直通)

(4) 総合評価審査委員事務局を担当する部課等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ

電話 0742-27-7608 (直通)

13 業務の引継について

落札者は、落札者決定後から令和7年4月1日までに、前の受注者から発注者の業務運営に支障が生じないよう受託業務の引継を受けなければならないものとします。

なお、引継に要する費用については、別途協議のうえ算出し、本契約金額とは別に支払うものとします。ただし、落札者が前の受注者と同一となる場合、この事項は適用しないものとします。

14 予算の減額又は削除に係る契約の解除等

(1) 契約締結後、この調達に係る予算が減額され、又は削除された場合は、契約を変更し、又は解除することがあります。

(2) 前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより、契約者に損害を

与えたときは、契約者は当該損害の賠償を請求することができます。

15 その他

詳細は、入札説明書によります